

入札参加案内

(条件付き一般競争入札による島根県有財産売却のご案内)

物件名：元知事公舎

予定価格（最低入札価格）：金 400,700,000 円
(消費税及び地方消費税を含めた額)

入札参加申込期間：令和8年10月21日～11月17日17時まで
(必着)

入札の参加に際しては、本案内に記載の事項を承知のうえ、入札に参加してください。

【問合せ先】

島根県 総務部 管財課 財産活用推進室未利用財産活用スタッフ
担当：藤森・和泉

住 所：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

T E L：0852-22-5048

電子メール：kanzai@pref.shimane.lg.jp

島 根 県

1. 本入札の趣旨

本入札の対象物件は、島根県松江市北堀町に所在する元知事公舎（以下「本物件」という。）です。

観光施設の通りに面しつつも閑静な住宅街で、かつ、近隣に高校がある文教地区に位置し、多面的な特性を有する物件です。

本入札は、周辺の良い住環境及び静穏な文教環境の維持に資する物件利用が図られることを目的に売却するものです。

よって、この条件付き一般競争入札に参加可能な方は、本趣旨にご賛同いただき、かつ、入札参加資格要件を満たす方となります。

参加申込み後に県で審査会を開催し、審査会にて入札参加資格要件を満たさないと判断した場合は入札に参加できません。

落札者の決定は、入札参加者のうち、県が提示する最低売却価格以上で、最高額の有効な入札を行った者となります。

県は、本物件の売却を通じて、地域の静かで良好な環境を次世代に引き継ぐことを重視していますので、本案内を良くお読みいただき、本入札の趣旨、条件などを十分に理解した上でご参加ください。

2. 入札物件

（１）物件名 元知事公舎

【土地】

所 在 地	地 目	面積（公簿・実測）
松江市北堀町241番1	宅 地	2, 511. 08㎡

【建物】

所 在	家屋番号	種類	構 造	床面積
松江市北堀町241番地1	241番1	居宅	木造かわらぶき平家建	329. 63㎡（公簿）
		倉庫・便所	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	12. 00㎡（公簿）
		倉庫	木造板ぶき平家建	4. 96㎡（公簿）

（２）物件の概要及び状況

- ① 物件概要及び物件状況確認書（告知書）に記載のとおりです。
- ② 物件概要は、買受け希望者が物件の概要を把握するための資料です。
物件の詳細については、買受け希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査及び確認を行ってください。
- ③ 物件への建物の建築、増築等について、物件概要及び物件状況確認書（告知書）に記載のほか法的規制の詳細は、購入後の利用目的に応じて管轄官公署等に確認してください。
- ④ 購入後の物件利用に当たっての諸規制等については、購入後の利用目的に応

じ、管轄官公署等に確認してください。

- ⑤ 落札者には、仮契約に先立って物件概要及び物件状況確認書（告知書）に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。

（３）物件にかかる調査及び確認等について

この入札を実施するにあたって物件に係る調査及び確認等（入札関係書類に記載するための調査及び確認等）を行っておりますが、当該調査及び確認等は島根県総務部管財課の担当職員が行いました。島根県に属する他の職員まで含むものではありませんので、ご留意ください。

（４）入札関係書類の記載内容等について

入札関係書類には、調査及び確認等を行った者が把握している事項について記載しています。

これら書類において、不明としている事項、調査していないとしている事項、確認していないとしている事項、購入者において確認をお願いしている事項、又は検証していないとしている事項等について、購入後に、購入者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いませんので、ご留意ください。

（５）入札物件の引き渡しについて

入札物件は、現状有姿で引き渡します。

入札実施にあたって、県において把握していないため、あるいは認識が及ばなかったため、入札関係書類に記載していない事柄について、購入後に入札参加者にとって不利益となる事象が発生しても、県はその責任を負いませんので、ご留意ください。（契約書において、県は物件が種類または品質に関して契約内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）による責任を負わない定めとしています。）

3. 入札に付する条件

落札者は、本物件の利用にあたり、法令等のほか、以下の条件を遵守するものとします。これらの条件は、本物件の売買契約書に明記されるほか、入札参加申込時にその履行を誓約していただきます。

（１）利用用途、利用方法の制限

本物件は、周辺の良い住環境および静穏な文教環境の維持に資する利用を目的とします。申告された利用計画（用途や具体的な利用方法）が、夜間の賑わい等、地域住民の生活環境に負の影響を与えないものであることを条件とします。

なお、入札参加申込時に提出いただく「利用計画誓約書」により申告された利用計画は、本物件の所有権が買主に移転してから10年間は原則として変更できないものとします。ただし、県がやむを得ない事由があると認め、かつ、「1. 本入札の趣旨」に合致する計画であると判断した場合に限り、県との協議の上、変更を認めることがあります。

また、本物件は、空き地（駐車場利用を除く）として放置しないことを原則とし、速やかに申告する計画に則った利用を開始するものとします

（２）所有権移転等の制限

本物件は、その利用計画の確実な履行を担保するため、本物件の所有権が買主に移転してから10年間は、物件に抵当権、地上権、賃借権、使用貸借による権利、そ

の他物件の使用収益を目的とする権利の設定及び売買、贈与、交換等による所有権の移転（以下「所有権移転等」という。）を禁じます。

ただし、第三者への所有権の移転は、県が認める特別な事情（例：企業の合併・分割、相続等）がある場合で、かつ、県が第三者に対し本利用条件を遵守すると判断した場合に限り、県との協議の上、事前に承諾を得た上で所有権の移転を認めることがあります。この場合、新たな所有者も本利用条件を承継するものとします。

（３）周辺環境への配慮

本物件の利用にあたっては、周辺の良い住環境、景観、日照、通風、プライバシー等を阻害しないよう、最大限の配慮を行うものとします。具体的な計画においては、地域住民との調和を重視し、必要に応じて地域への説明を行うなど、誠実に対応するものとします。

（４）地域活動への協力

本物件の所在地である松江市北堀町の地域コミュニティへの積極的な参画を推奨するため、落札者は、本物件の所有者または利用者の責任において、所在地の町内会等が主催する清掃活動および防災訓練に、自己の都合がつく範囲で可能な限り協力し、参加するものとします。

4. 特約事項（契約違反等に係る措置等）

落札者は、本物件の売買仮契約締結にあたり、以下の特約事項を承諾し、その内容が契約書に明記されることを確認し、契約の締結を承諾するものとします。

（１）違約金の請求

落札者が、契約書や利用計画誓約書の誓約事項に違反した場合、代金に相当する額（軽微な違反等の場合は代金の10%に相当する額）を違約金として落札者に対し請求するものとします。この場合、落札者は、県が指定する期日までに当該違約金を県に支払うものとします。

（２）買戻し特約の登記

本物件は、その利用目的の確実な履行を担保するため、引渡し（所有権移転）の日から10年間、民法（明治29年4月27日法律第89号）第579条の規定に基づき土地及び建物に買戻し特約を設定するものとし、その旨の登記を県と買主の共同申請により行うものとします。

買主が、「利用用途、利用方法の制限」及び「所有権移転等の制限」について、売買契約書上の違反があった場合、県は、買戻しの特約に基づき、買主が支払った売買代金を返還することにより、本物件を買い戻すことができるものとします。

この場合、買主は、県からの通知後、速やかに買戻し特約による所有権移転登記手続きに協力するものとします。

（３）物件返還義務

上記のとおり買戻し又は契約解除を行う場合、売主の指定する期日までに、物件を更地の状態で返還するものとします。ただし、県が更地の状態にさせることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができます。

なお、物件が滅失またはき損しているときは、買戻し又は契約解除を行使する時点の時価により減損額に相当する金額を損害賠償として、県に納付しなければなりません。

5. 入札参加希望者が行う物件の調査について

(1) 入札参加の検討にあたって、物件を調査することができます。

地下埋設物調査及び地盤調査等並びに建物を売却する場合にあつては建物の耐震性能等の調査（購入後に必要なリフォームに係る調査等を含む。）を希望される方は、問合わせ先にご連絡ください。

当該調査については、以下により受け入れますので、ご承知ください。

- ① 調査日、調査内容（例 地盤調査、リフォーム費用の見積り等）及び調査方法（例 画地の東側で貫入調査を行う、畳をあげて床を調べる等。）について、県と協議し、県の承諾を得たうえで調査を行ってください。
- ② 調査は、周辺土地、建物、居住者、通行人等に影響の無い方法で実施してください。
なお、調査により、周辺土地、建物、居住者、通行人等に損害を与えた場合は、調査を行った者がその責任を負うことをご承知ください。
- ③ 調査後は、物件を原状回復してください。なお、原状に回復できない調査は、承諾しません。

(2) 調査結果を、県に情報提供してください。（文書情報及び画像情報による。ただし、軽易なことは口頭によることができます。軽易であるかの判断は県において行います。）

県に提供された情報は、次のとおり取り扱いますので、ご承知ください。

- ① 原則として、入札設定日時より後に、県の事務処理上（当該情報の開示を含む。）利用します。
- ② ただし、物件の瑕疵と判断される情報、及び物件に関し買受者に不利益であると判断される情報は、入札設定日時前であっても当該情報を開示します。（当該判断は県において行います。）

(3) 調査をされる方以外の入札参加者へ

県は、入札参加希望者が物件の調査を行い、その結果について情報提供を受けた場合、上記（2）のとおり取り扱いますので、その旨ご承知ください。

6. 詳細資料の開示

物件に関する詳細資料の開示については、問合せ先に別添「守秘義務誓約書」の原本を持参または郵送で提出してください。担当者が確認後、電子メールで資料開示をいたしますので、送付を希望するメールアドレスの分かる資料（名刺等）を同封してください。

7. 入札事前説明会

入札に先立ち、現地の状況や境界等の説明及び入札手続き等の説明を行います。

日 時 ・ 場 所
令和8年10月21日（水）9時30分～ 現地 現地説明の後、会場で説明 会場：島根県職員会館2階教養室6（松江市内中原町52）

入札事前説明会に参加を希望される場合、令和8年10月16日（金）までに問合せ先に別添「入札事前説明会参加申込書」を電子メールで提出してください。

参加者があることを確認したうえで説明会を開催します。

そのうえで、次の日時に直接現地へお越しください。なお、参加者の多寡により、別途開催日時を設定する場合があります。

注1 入札事前説明会に参加されることが入札参加要件ではありませんが、参加されなかったことによる不利益は入札参加者に帰します。

注2 開催当日の悪天候（大雨、大雪、台風接近等）及び感染症の感染拡大状況等により、説明会を延期することがあります。

8. 質疑応答

令和8年10月28日（水）17時までに、別添「質問書」を使用して、お問い合わせ先の電子メールアドレスへお問い合わせください【電話・持ち込み不可】

なお、質問があった場合は県のホームページにて回答する予定です。

回答予定日：令和8年11月4日（水）

9. 入札参加申込み

（1）入札参加資格要件

個人、法人を問わず、どなたでも入札に参加することができます。

ただし、次に掲げる事項に該当する方は参加できません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認めたときから3年を経過しない者、また、その者を 代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ③ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がある者
- ④ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がある者
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体
- ⑧ 入札参加に関して、県から指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者
- ⑨ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写しの提出がない者（Pay-easy（ペイジー）により入札保証金を納付する場合を除く。）

※Pay-easy(ペイジー)

金融機関のインターネットバンキングやATMのメニュー「税金・各種料金の払い込み」から税金や公共料金等を支払うことが可能な決済システム
(本入札の場合、金額が高額となるためATMは使用できません。)

(2) 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前の申込みが必要です。

以下の受付期間に郵送または持参にて以下の①～⑦の書類を提出してください。

入札参加申込受付期間	提出先
令和8年10月21日(水)～ 令和8年11月17日(火) 17時必着	〒690-8501 松江市殿町1番地(島根県庁4階) 島根県総務部管財課 財産活用推進室 未利用財産活用スタッフ

【提出書類】

- ① 入札参加申込書兼入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書(以下、「参加申込書」という。)
- ② 利用計画誓約書
- ③ 【個人】本籍地の市区町村長が発行する身分証明書
(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
【法人】法務局が発行する現在事項全部証明書
(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
- ④ 島根県の各県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する「未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書」
(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)

※島根県外にお住まいの方も必要です。

島根県外にお住まいの方は、下記の島根県ホームページ又は島根県税お問合せ先でご確認ください

(島根県ホームページ)

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/nouzeisyoumei.html

(島根県税お問合せ先)

島根県東部県民センター収納管理課 TEL:0852-32-5629

島根県東部県民センター収納管理課 TEL:0855-29-5522

- ⑤ 納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書(その3)」
(提出日の3ヶ月以内に交付された原本)
- ⑥ 入札参加資格に関する誓約書
法人用の誓約書においては、全ての法人役員(現在事項全部証明書に記載されている全ての役員)の氏名及び生年月日を記載してください。
入札参加申込後、暴力団該当性について島根県警察本部に照会します。県を挙げての暴力団追放の取り組みですのでご承知ください。
- ⑦ 参加申込書に記載した振込先口座の預金通帳のカナ口座名義が記載されたページの写し

注1 共同で買受けされる場合は、「代表者選任届」により共同買受けの代表者を選任し、代表者の名前で入札参加申込書を作成してください。この場

合、③～⑥の書類は共同買受人すべての方について必要となります。

注2 上記【提出書類】の④及び⑤において、証明書交付日から入札日の間に納期限が到来するものについては、納付されたことが確認できる書類を別途提出して頂きます。

注3 提出書類に不備等があった場合は、県から入札参加者に連絡しますので、入札執行者が指定する日までに補正等してください。
同日までに書類の補正等ができなかった場合は、入札に参加することができませんのでご注意ください。

注4 参加申込書の提出後、県から送付される納入通知書により入札保証金を納付する必要があります（納入通知書の送付には、参加申込締切後3週間程度要します。）。入札にあたっては、入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写しの提出が必要です。
ただし、入札保証金をPay-easy(ペイジー)により納付する場合は、領収証書は不要です。

(3) 代理人による入札

入札は、原則として入札参加申込みをされた方（法人の場合は代表者）に出席していただきます。

入札参加申込者が入札当日に都合が悪い場合は、委任状を提出することにより代理人が出席することができます。

入札参加申込者が法人で、従業員の方等が入札に出席される場合は、当該従業員の方等への委任状が必要です。

代理人が入札に出席される場合は、入札までに委任状を提出してください。

(4) 入札参加申込者数について

入札参加申込者数について県に問い合わせがあった場合、照会された時点の申込者数を回答します。

(5) 入札参加を取り止める場合

入札参加申込み後、参加を取り止める場合、入札参加辞退届を提出してください。

電話等で辞退の連絡があっても、入札参加辞退届が提出されるまでは入札に参加されるものとして入札準備をします。

なお、入札参加を辞退されても、そのことで入札参加者に不利益となることはありません。（ただし、入札参加申込みに要した費用の補償はありません。）

10. 入札

(1) 入札日時及び会場

入札の日時及び会場は以下のとおりです。

当日は、入札に先だって入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写しを提出いただき、確認を行います。（Pay-easy(ペイジー)により入札保証金を納付した場合を除く。）領収証書については、確認後返却します。

なお、Pay-easy(ペイジー)により入札保証金を納付し、県において事前に入金を確認した場合を除き、領収証書及び領収証書の写しの提出がない場合は、入札には参加できません。

入札日時の15分前に入札控室にお越しください。

入札日時	入札会場
令和8年12月22日(火) 10時00分～	島根県庁本庁舎 6階604会議室 (島根県松江市殿町1番地) ※入札控室 島根県庁本庁舎605会議室

- 注1 入札保証金の領収証書及び領収証書の写しの提出及び確認に時間がかかった場合は、提出・確認を了してから入札を開始します。
(入札開始時刻を繰り下げます。)
- 注2 入札執行者が入札開始を宣するまでに会場に来られた方については、入札参加を認めます。その場合は、その方の入札保証金の領収証書及び領収証書の写しの提出・確認に要する時間だけ入札開始時刻を繰り下げます。
(繰り下げ後の開始間際に来られた方がある場合も同様の対応とします。)
- 注3 その他、入札執行者の判断により、入札開始時刻を繰り下げる場合があります。
- 注4 開催当日の悪天候(大雨、大雪、台風接近等)及び感染症の感染拡大状況等により、入札を延期することがあります。

(2) 入札回数

入札回数は1回のみです。

入札価格が同額の場合は、くじ引きによります。

(3) 入札に必要なもの

入札参加者は、入札当日に以下のものを必ず持参してください。必要な書類等の提出がない場合には入札に参加できません。

- ① 入札書(代理人による入札の場合は「代理人による入札用」の入札書としてください。)
- ② 代理人による入札の場合は委任状(入札前に提出)
- ③ 入札書に押印する印鑑(入札参加申込書と同じ印鑑。ただし、代理人による入札の場合は委任状の受任者の印鑑。)
- ④ 入札書を入れるための封筒1通
- ⑤ 入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写し
(ペイジーで入札保証金を納付した場合は不要)

(4) 入札金額

建物付土地の物件における入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

(5) 入札保証金

- ① 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、参加申込書の受付後に県が送付する納入通知書により、納付しなければなりません。

[金融機関窓口等での納付の場合]

入札の時までに納付してください。

なお、入札参加にあたっては、入札保証金を納付した際の領収証書及び領収証書の写しが必要です。

[Pay-easy(ペイジー)による納付の場合]

令和8年12月16日(水)までに納付してください。

納付後速やかに払い込み受付票等の納付が確認できる資料を問い合わせ先に電子メールで提出してください。入札までに県において事前に入金を確認します。

※Pay-easy(ペイジー)納付が可能な金融機関は下記ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei/payeasy-bank.html>

※金融機関によりPay-easy(ペイジー)納付の限度額が異なりますので、入札保証金の額が納付可能かどうかは事前に金融機関にお問い合わせください。

- ② 入札保証金は、落札者を除き、参加申込書の入札保証金還付請求書に基づいて、指定された銀行口座への振込により、後日還付します。なお、振込には入札終了後1か月程度要することがあります。
- ③ 落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当します。
- ④ 入札保証金には、その受入期間について利息を付けません。

注 入札参加者は入札保証金の20倍までの額しか入札書に記載することができませんのでご注意ください。20倍を超える額を記載すると当該入札参加者の入札は無効となります。

(6) その他

入札書及び委任状(代理人による入札の場合)は、所定の用紙に万年筆又はボールペンで記入してください。特に入札金額は分かりやすく記入し、金額を書き誤った場合は、訂正せず書き直してください。(入札書の入札金額の前に¥マークの記入をお願いします。)

また、記名・押印(法人の場合は代表取締役の職印、代理人による入札の場合は委任状の受任者印と入札書の印が同一であること)が正しく行われているか確認してください。

入札参加申込書、委任状及び入札書等に押印された印影が繋がらない場合は、運転免許証等の公的証明書等により、本人確認等させていただく場合があります。

(7) 落札者の決定

入札終了後、即時開札し、予定価格以上の価格であって最高価格を入札された方を落札者とします。

11. 入札にあたっての承諾

入札に参加される方は、「物件概要及び物件状況確認書(告知書)」、「入札参加案内」及び「県有財産売買仮契約書(案)」を承諾されたものとみなします。

12. 契約について

(1) 契約手続

- ① 本県との契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の可決後、契約保証金を納付された場合に本契約として効力を生じます。落札者決定後、本契約として効力を発生するまでの間(令和8年12月下旬～3月下旬予定)は仮契約となります。議会の可決を得られなかった場合、売買仮契約は、無効となり、お支払いいただいた入札保証金は返還させていただきます。その際、利子は付しません。

- ② 指定する期限までに落札者の責により契約が締結されない時は、落札者の資格を失い、入札保証金は本県に帰属します。
- ③ 物件概要及び物件状況確認書(告知書)
落札された方には、仮契約に先立って物件概要及び物件状況確認書(告知書)に、当該告知を受けた旨署名又は記名・押印していただく必要があります。
- ④ 仮契約書
落札者決定後、双方が署名又は記名、押印した仮契約書を、すみやかに取り交わす必要がありますので、ご対応をお願いします。
なお、県が保有する仮契約書(落札者が発行する契約書)に貼付する印紙代は落札された方のご負担となります。落札者が保有する仮契約書(県が発行する契約書)には印紙は貼付しません。売買仮契約は、落札された方の名義で締結します。
従って、共同で買受けされる方は、共同買受人すべての方の名義で締結することとなります。
- ⑤ 契約保証金
議会の可決後、売買代金の100分の10以上(1円未満切上げ)の金額を契約保証金として県発行の納入通知書にて納付してください。既に納付されている入札保証金は、契約保証金に充当しますので差額分のみお支払いください。

13. 契約条項について

(1) 契約条項

別添「県有財産売買仮契約書(案)」に記載するとおりです。

なお、入札参加申込時に提出いただいた「利用計画誓約書」は別紙として上記契約書に添付します。

(2) 売買代金

土地については消費税非課税ですが、建物については消費税課税となります。

本物件の契約金額における消費税及び地方消費税(消費税額等)は、以下のとおり算出したものとします。

① 入札金額のうち、土地割合※から土地価格相当額を算出

土地価格相当額＝入札金額×土地割合

※ 本物件(建物付土地)の価格割合は、以下のとおり

【土地：95.3529%、建物：4.6471%】

② 入札金額から土地価格相当額を減じることで建物価格相当額を算出

建物価格相当額＝入札金額－土地価格相当額

③ 建物価格相当額から消費税額等を算出

消費税額等＝建物価格相当額－建物価格相当額／(1＋消費税等)

(3) 物件引き渡しまでの危険負担

本契約締結時(契約保証金納付時)から物件の所有権移転時(残代金の納付時と同時に物件引き渡しとなる。)の間、双方の責任に帰することができない理由で、物件が滅失又はき損した場合、契約を解除することができます。

(4) 契約不適合責任

県は、物件の契約不適合責任を負わない定めとしています。

購入後の物件の不具合、物件利用に係る損害発生について、県は責任を負いません。(ただし、消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する

消費者である場合は、別途規定有。詳細は仮契約書（案）参照。）

このことは、落札額の多寡によりません。（いくら高額で落札されても、このことについて県は責任を負いません。）

なお、入札参加をお考えの方は、検討にあたって、物件を事前に調査することができます。

地下埋設物調査及び地盤調査等並びに建物を売却する場合にあっては建物の耐震性能等の調査（購入後に必要なリフォームに係る調査等を含む。）を希望される方は、ご連絡ください。

- （５）契約後、契約者が契約書に規定する義務を履行しない場合は、売買契約を解除する場合があります。

14. 売買代金の納入

- （１）売買代金（契約締結の際に納付された契約保証金を売買代金の一部に充当し、その残金。）は、県が発行する納入通知書により納付していただきます。
- （２）納入期限については、仮契約締結前に落札された方と協議しますが、おおむね本契約締結日から２ヶ月以内とします。
- （３）売買代金が納入期限内に納付されない場合は、売買契約を解除します。この場合、契約保証金は違約金として県に帰属することとなり、お返しいたしません。
- （４）契約保証金は、その受入れ期間について利息を付けません。

15. 所有権の移転及び登記について

所有権は、売買代金が完納された時に、県から買受人へ移転し、物件を現況のまま引渡します。

所有権の移転登記は、売買代金の完納が確認された後、県において嘱託します。

登記嘱託に係る手数料は不要ですが、所有権移転登記に係る登録免許税は落札された方の負担となります。

なお、共同買受人すべての方の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権移転登記を行ないます。

16. 物件引渡しについて

物件は現状有姿で引渡します。（現況と図面等が相違している場合は、現況を優先します。）

17. 物件引渡し後について

- （１）水道に関する給水装置の修理や配管の移設等、並びに公共下水道に関する汚水枳の修理及び排水管の移設、その他公共下水道がない場合の浄化槽設置等に要する費用は、県では負担しません。

上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、県では、補修や引込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出及びそれらの手続きは、行いません。

建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せのうえ、買受け人において対応してください。

- (2) 立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸等、地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、県では行ないません。

18. 入札情報の開示等について

入札結果に関する事項について、県に問い合わせがあった場合は、落札金額及び落札者（所有権移転登記完了までは法人であるか個人であるかについてののみ。所有権移転登記完了後は法人名、個人名まで。）を回答します。

なお、入札後の契約事務及びその他の物件引き渡し事務等において、落札者の実名をあげて手続きする場合がありますので、ご承知ください。

19. その他

不動産の取引・所有に係る税については、入札参加者において確認してください。

20. 入札スケジュール

日程	内容
令和8年10月16日(金)	入札事前説明会参加申込締切
令和8年10月21日(水)	入札事前説明会実施、入札参加申込受付開始
令和8年10月28日(水)	質問締切
令和8年11月17日(火)	入札参加申込締切
令和8年12月22日(火)	入札・開札
令和9年12月下旬	仮契約
令和9年3月下旬ごろ	議会可決の上、契約保証金納付後、本契約
令和9年5月下旬まで	売買代金納付締切、売買代金納付後引渡し
令和9年5月下旬ごろ	県にて、登記申請
令和9年6月上旬ごろ	所有権移転登記完了証確認

以 上